

グループホームさるびあ重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業

あなたに対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、介護保険法に係る厚生労働省令に基づいて、重要事項を下記のとおり説明します。

(令和6年4月1日現在)

1 ご利用施設の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 光仁会
事業者所在地	周南市城ヶ丘三丁目6番1号
代表者名	理事長 市川喜久子
電話番号	0834-33-8881
FAX番号	0834-33-8882

(2) 当法人で併せて実施する介護保険事業

事業の種類	山口県知事・周南市の指定番号		利用定員
	指定年月日	指定番号	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	平成26年11月1日	3591500289	29名
(予)短期入所生活介護	平成26年11月1日	3571501414	10名
地域密着型通所介護	平成27年3月1日	3571501539	10名
周南市介護予防・日常生活支援 総合事業第1号通所事業 総合 事業通所介護	平成30年3月1日		
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	令和2年4月1日	3591000207	29名
(予)短期入所生活介護	令和2年4月1日	3571000888	10名

2 事業所の概要

名称	グループホームさるびあ		
所在地	周南市城ヶ丘三丁目6番1号		
介護保険事業所番号	3591500271		
電話番号	0834-33-8886	FAX番号	0834-33-8887
敷地	2655.11㎡		
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建て		
延床面積	445.14㎡		
ユニット数	2ユニット		
入居定員	18名		
居室数 18室 全室個室	10.08㎡~10.62㎡		
共同生活室 (2室)、浴室・脱衣室 (2室)、トイレ (4ヶ所)			

3 事業の目的

本事業所は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

4 運営の方針

本事業所において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに、関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供、管理、評価をする。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5 事業の目的の達成のため、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関との密接な連携に努めるものとする。

5 従業者の職種及び員数

従業者の職種、員数は、次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（常勤1名 介護職員と兼務）
- (2) 計画作成担当者 2名（介護職員と兼務）
- (3) 介護職員 14名以上（うち1名 管理者と兼務
うち2名 計画作成担当者と兼務）

6 職員の勤務体制

勤務体制	
早出	7：00～16：00
日勤	8：30～17：30
遅出	10：00～19：00
	10：30～19：30
夜勤	17：00～翌8：30

7 提供するサービスの内容について

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

8 利用料

①介護保険給付対象サービスの利用料

※当事業所は、1単位が10.14円の地域区分7級地となります。

※利用者の個人負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により算出いたします。

※算定させていただく加算については体制の変更により変わる場合がございます。

給付内容	区 分	単位数
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	要支援 2	749 単位/日
	要介護 1	753 単位/日
	要介護 2	788 単位/日
	要介護 3	812 単位/日
	要介護 4	828 単位/日
	要介護 5	845 単位/日
医療連携体制加算 (I) ハ		37 単位/日
サービス提供体制強化加算 (III)		6 単位/日
生産性向上推進体制加算 (II)		10 単位/月
初期加算		30 単位/日
生活機能向上連携加算 (II)		200 単位/月
科学的介護推進体制加算		40 単位/月
協力医療機関連携加算		100 単位/月
退居時情報提供加算		250 単位/回
新興感染症等施設療養費		240 単位/日
介護職員処遇改善加算等の算定 (令和6年5月まで)		
介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数 × 11.1 %/月
介護職員等特定処遇改善加算 (II)		所定単位数 × 2.3 %/月
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数 × 2.3 %/月
介護職員処遇改善加算等の算定 (令和6年6月～)		
介護職員等処遇改善加算 (II)		所定単位数 × 17.8 %/月

②体制加算等の説明

- 医療連携体制加算 (I) ハ・・・病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保し、看護師により24時間連絡できる体制を確保しており、重度化した場合の対応指針を定め、入居時にその内容を説明し同意を得ている場合に算定いたします。
- サービス提供体制強化加算 (III)・・・看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合に算定いたします。
- 生産性向上推進体制加算 (II)・・・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上

導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行った場合に算定いたします。

- 初期加算・・・入居後初日から30日間は初期加算として30単位/日を算定いたします。
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ）・・・医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と連携し、介護計画に基づく指定認知症型共同生活介護を行なった場合に算定いたします。
- 科学的介護推進体制加算・・・ご利用者様ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供にあたって、基本的な情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定いたします。
- 協力医療機関連携加算・・・協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有すること会議を定期的に開催している場合に算定いたします。
- 退居時情報提供加算・・・医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等に紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定いたします。
- 新興感染症等施設療養費・・・入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調達等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定いたします。※現時点において指定されている感染症はありません。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数（基本単位＋各加算単位）にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数を算定いたします。
- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・・・所定単位数（基本単位＋各加算単位）にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数を算定いたします。
- 介護職員等ベースアップ等支援加算・・・所定単位数（基本単位＋各加算単位）にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数を算定いたします。
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）・・・所定単位数（基本単位＋各加算単位）にサービス別加算率（17.8%）を乗じた単位数を算定いたします。

9 介護保険給付以外の費用

種類	金額（日額/月額）	備考
家賃	45,000円/月	月途中の入退居については、1,500円/日の日割り計算となります。
光熱水費	20,000円/月	月途中の入退居については、670円/日の日割り計算となります。
食材料費	1,820円/日	（朝食310円、昼食（おやつ代込）800円、夕食710円）
その他の日常生活費	実費	利用者希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものにかかる費用 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものに係る費用

敷金	50,000円	敷金として入居時に預かり、退居時に清掃費、未収金等を精算後、残りは返還します。
おむつ代	実費	ご家族から希望があれば、当法人が契約している業者より、必要に応じて購入し、入居者に請求します。なお、ご家族が持ってこられることも可能です。
理美容代	実費	理美容代にかかった経費の実費を請求します。

※入居者が入院されている期間の費用は、家賃を除き請求いたしません。

※医療費について

介護職員は、常日頃から利用者の健康管理に努めておりますが、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関による往診や通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただくこととなります。

10 事故及び災害発生時の対応

- 1 事故及び災害発生した場合には入居者の状況を確認し、必要な処置を行うとともに速やかにご家族に連絡をします。重大な事故や事態が発生した場合には、速やかに関係機関（周南市高齢者支援課、山口県長寿社会課その他関係機関）にも連絡いたします。
- 2 「事故・災害報告書」にて、発生状況、経緯（経過）、入居者の状態等を記録し、誠意をもって入居者やご家族に説明をいたします。
- 3 「事故・災害報告書」を基に発生原因を職員とともに検証し、再発防止に努めます。

11 協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院
院長名	沼 文隆
所在地	周南市孝田町1番1号
電話番号	0834-28-4411
診療科	内科、外科、整形外科等
入院設備	あり

医療機関の名称	社会医療法人 同仁会 周南記念病院
院長名	橋谷田 博
所在地	下松市生野屋南一丁目10番1号
電話番号	0833-45-3330
診療科	内科、外科、整形外科等
入院設備	あり

医療機関の名称	医療法人社団 光仁会 市川医院
院長名	市川 晃

所在地	光市中央3丁目2番26号
電話番号	0833-72-5700
診療科	内科、消化器内科、リハビリテーション科 等
入院設備	あり

1.2 協力歯科医療機関

医療機関の名称	こやま歯科医院
院長名	小山 茂幸
所在地	周南市大字徳山御弓町4181
電話番号	0834-22-6622

1.3 協力支援連携施設

施設の名称	地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑
住所	周南市城ヶ丘三丁目6番1号
電話番号	0834-33-8881
施設の名称	介護老人保健施設ふくしの里
住所	下松市生野屋南一丁目10番1号
電話番号	0833-45-3360

1.4 損害賠償

万一の事故に備えて、損害補償保険責任保険に加入しております。

保険会社：損害保険ジャパン日本興亜（株）

1.5 非常災害時の対策

火災・災害時の対応	別途定める「社会福祉法人光仁会消防計画」に従い対応します。
平常の訓練	「社会福祉法人光仁会消防計画」に従い夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
災害設備	スプリンクラー、誘導灯、消火器、自動火災報知機

1.6 苦情相談機関

当施設に相談窓口を設置しております。遠慮なくお申し出ください。

- 苦情解決責任者 弘中 達也
- 苦情受付担当者 (東町) 中山 知子・山下 千広
(西町) 若江 拓也・渕上 香織

受付時間 午前8:30～17:30

電話0834-33-8886

1.7 その他の相談機関

- 第三者委員 有馬 俊雅
住所 周南市須々万奥576
電話番号 0834-88-0259
- 第三者委員 小林 武生
住所 周南市学園台843-4-28
電話番号 0834-28-0411
- 第三者委員 藤本 真樹
住所 周南市遠石2-10-16セジュール遠石A-202
電話番号 090-9506-5681
- 周南市高齢者支援課
住所 周南市岐山通1-1
電話番号 0834-22-8467
- 下松市高齢福祉課
住所 下松市大手町3-3-3
電話番号 0833-45-1831
- 光市高齢者支援課
住所 光市中央二丁目2番1号
電話番号 0833-74-3003
- 山口県国民健康保険団体連合会
住所 山口県朝田1980-7
電話番号 083-995-1010
- 山口県福祉サービス運営適正化委員会 (福祉サービス苦情解決委員会)
住所 山口県大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館2F
電話番号 083-924-2837

1.8 サービスの第三者評価の実施状況

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

- ・ 調査実施日 (直近) 令和5年7月28日
- ・ 評価機関名 一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
- ・ 評価結果の開示状況 事業所の事務室にて閲覧

19 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

虐待防止に関する責任者 管理者 弘中 達也

20 利用にあたっての留意点

訪問・面会	<p>ご利用者にとってご家族とのふれあいは、介護サービスでは補うことのできない大切な機会です。時間の許す限りお運びください。また、コロナウイルス等感染症の予防対策のため、ご面会者皆さまに以下のご協力をお願いしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予めご予約の上、お越してください。 ・面会時間 平日 9:00～17:30 の間 (1回につき 15分程度 3名まで) ・ご面会前の健康確認やマスクの着用にご協力ください。 ・飲食物や衣類等の差し入の際は、予め職員にお声かけください。
外出・外泊	<p>外出・外泊をされるときには、事務所にある外出・外泊届を必ず提出してください。なお、必ず行き先と帰宅予定時間に遅れる場合には連絡を必ずお願いします。3日以上連続して外泊される場合は、管理者に事前にご相談ください。(入居者の外出・外泊は、ご家族(身元引受人)の付き添いが原則です。)</p>
住居・居室の利用	<p>共同生活住居内の設備、備品等は、大切にご利用ください。なおこれに反して利用し破損等が発生した場合は、賠償していただくことがあります。</p>
所持品の管理	<p>所持品には必ず記名をお願いします。 持ってこられた際に職員と一緒に記名を確認させていただきます。</p>
現金等の管理	<p>現金は部屋に持ち込まないようお願いします。事務所にてお預かりします。</p>
迷惑行為	<p>騒音等他の入居者への迷惑行為が続く場合退居していただくことがあります。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。</p>
貴重品	<p>ご要望があれば、日常生活上で使用する金銭(上限1万円)をお預かりすることができます。その場合は、当事業所の預り金規程に基づいて管理します。</p>
喫煙・飲酒	<p>喫煙は指定された場所をお願いします。 飲酒を希望される方は、お知らせください。(保管は、職員がいたします。)</p>
入院の場合	<p>心身の状態変化に伴い入院治療されることになった場合には、最長1か月は居室を開けて退院をお待ちすることができます。</p>
利用料金等のお支払い	<p>(1) 当事業所では、当サービスご利用の都度、提供しましたサービスの内容を示す「サービス提供明細書」をお渡しし、翌月「請求書」を送付いたします。この請求書に記載した金額を、その月(サービスご利用の翌月)26日に、ご指定の通帳より自動引落ちする方法にてお支払いいただきます。</p>

	(2) 上記のとおり、通帳自動引落の方法を原則としておりますが、ご利用者のご希望に応じ、口座振込の方法も承ります。この場合には、担当職員にお申し付けください。
宗教	他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
食べ物	食品の持ち込みはご自由ですが、管理上職員へ一言声をかけることをお願いします。

重度化対応・終末期ケア対応指針

グループホームさるびあ

■ 目 的

グループホームの入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、なじみの関係での生活を維持し、そして本人が望む場所で最後まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応していく。

■ 重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他である。

■ 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく本人、家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように最大限の対応をする。

■ 医療連携

主治医との連携

主治医の指示・指導のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携していく。

■ 家族等の信頼・協力関係

グループホームでの重度化・終末期の対応を行っていくためには、家族等の信頼・協力関係は欠かせない。家族等と一緒に医療とも連携して入居者本人が満足するような看取りへの支援をしていく。

■ 職員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。また、家族等の意向を重視した密な連携をもつことができるように努力する。

■ 入院期間中の居住費・食事

重要事項説明書のとおりとする。

